

# 高等学校全入に関する一考察

—高知県の公立高等学校全入制度を題材として—

加藤 誠之<sup>1</sup>

(<sup>1</sup>高知大学人文社会科学系教育学部門)

A Consideration on the Complete Entry of High Schools : Using Kochi Prefecture's Complete Entry System of Public High Schools as An Example

Masayuki Kato<sup>1</sup>

<sup>1</sup>*Education Unit, Humanities and Social Science Cluster, Kochi University*

**Abstract** : In this paper, I, the author, consider the complete entry system of high schools, which was conducted in the postwar period in Kochi Prefecture. It will be shown that this system eventually concentrated the top-grade students to private high schools and made Kochi Prefecture a prefecture where private high schools are dominant. In the course guidance in junior high schools, we cannot ignore the wish for private social rises of students and their parents. Kochi Prefecture's complete entry system did not last long because it had neglected this wish.

キーワード : 公立高等学校, 全入制度, 高知県

Keyword : public high school, complete entry system, Kochi Prefecture

## 第1章 はじめに一高知県の公立高校無試験全入制度について一

文部省『学制百年史』は、我が国の戦後の新制高等学校発足時の事情について以下のとおり述べている<sup>1</sup>。

新制高等学校の発足に当たって、三つの原則が総司令部から強く主張された。それは学区制、男女共学制および総合制の原則である。学区制は旧制の中学校、高等女学校や中学校、実業学校の間格差を是正し教育の民主化および機会均等の理念を実現しおよび高等学校の普及を図る趣旨によるものであった。そのため、公立の高等学校の平準化、地域性を図るため都道府県教育委員会に学区制を定める権限が与えられた<sup>2</sup>。

我が国の戦後史上、この趣旨を最も徹底的に追求した試みは、高知県で1950（昭和25）年度～1957（昭和32）年度に行われた公立高等学校無試験全入制度であると考えられる。この制度については、1960年代までに栗津龍智編著『高校全員入学制—高知のたたかひの記録—』（以下『高校全員入学制』と略記）<sup>3</sup>、栗津龍智「高校全入制の意義」<sup>4</sup>など幾つかの論考が発表されている。しかし、近年では、2001（平成13）年に発表された伊豆真人「高知における学力問題に関する研究—公私間格差の現状・変遷と課題—」<sup>5</sup>で言及されるにとどまっている。

今日の我が国では、高等学校は事実上の義務教育であり、高等学校教育をすべての生徒に保証することは重要な課題になっている。それゆえ、高知県の高等学校無試験全入制度は、今日の我が国で再び振り返られ、とらえ直されるべき意義を有している。本稿では以上の問題意識に基づき、各種史料を掘り起こしてこの制度のとらえ直しを試みる。

## 第2章 高知県の戦後教育史—公立高等学校無試験全入制度の成立と終焉—

### 第1節 高知軍政部時代

高知県では終戦後、1946（昭和21）年7月に高知軍政部が置かれた<sup>6</sup>。同部の教育課長をつとめたクラム、W. A. (Cram, W. A.) はスタンフォード大学で博士号を取得し、オレゴン州リード大学教育心理学教授・ハワイ大学心理学教授などを歴任した人物であった<sup>7</sup>。彼は「半年にわたり28の学校を視察した結果」、1947（昭和22）年3月1日付けで「昭和二十二年に於ける学校視察に関する一般報告」を発表した<sup>8</sup>。高知県教育史編集委員会編『戦後高知県教育史（自昭和二〇年至昭和四〇年）』（以下『戦後高知県教育史』と略記）によれば、クラムは「[昭和]23年から24年にかけての教育制度変革期に際し、教育委員会の設置、新制高校の発足・再編成、高知大学の設立などの問題に終始指導助言を与え」、「学校統合・不就学・男女共学問題にも関与」した<sup>9</sup>。

### 第2節 高知県の教職員組合

高知県では、1945（昭和20）年12月22日に高知県教員組合期成同盟会が結成され<sup>10</sup>、1946（昭和21）年1月1日付けで高知県教員組合期成同盟会声明が発表された<sup>11</sup>。これを受け、1946（昭和21）年1月25日には高岡郡中央部教員組合、同年1月28日に高岡郡南部教員組合、同年1月31日に高岡郡北部（地区）学校職員組合、同年2月8日に高知市中等学校教職員組合、同年2月13日に高知市国民学校青年学校教員組合、同年2月15日には渭南（土佐清水）教員組合、同年3月

8日に高知県中等学校教員組合が結成された<sup>12</sup>。同年5月14日には「中等学校教組や師範・青年師範学校教組をも加えた11単位教組」によって高知県連合教員組合（県連教組）が結成された<sup>13</sup>。その後、同教組は「発展的にその組織を改め」、1947（昭和22）年9月21日に高知県教員組合を結成した<sup>14</sup>。これが現在の高知県教職員組合である。また、高知県中等学校教職員組合は「1947年9月の県教組改組のとき、解消して郡市教組に入り、一方、中等部として独自の運営」も行った<sup>15</sup>。しかし、「運営上いろいろ不便があり、48年新制高校の発足にともない、11月の県教組大会で、高等学校教組として、もとの単位組合にかえ」った<sup>16</sup>。これが今日の高知県高等学校教職員組合である。

### 第3節 高知県第一教育委員会・公選制教育委員会・任命制教育委員会

高知県では1946（昭和21）年7月16日、高知県教職員適格審査委員会が発足した<sup>17</sup>。同委員会の審査では「憲兵、職業軍人、十年以上の従軍者、大政翼賛会、在郷軍人その他の団体の指定された役職にあった者などは審査の要なく不適格とされ」、「不適格の判定を受けた者は、軍国主義的文書・写真・武道具などの隠匿・保存、戦時中軍国主義の鼓吹、翼賛会への協力などがおもな理由とされていた」<sup>18</sup>。なお、『戦後高知県教育史』によれば、高知県では「四国の他三県と比較して不適格者は明らかに多」く<sup>19</sup>、「相当きびしい審査」が行われたという<sup>20</sup>。

その後、高知県では1946（昭和21）年11月27日付けで「高知県教育委員会会則」<sup>21</sup>が制定され、「高知県教育委員会」が発足した<sup>22</sup>。同委員会は、小原國芳編『日本新教育百年史』第7巻（中国・四国）及び高野大陸「全入制のめばえの時代」（『高校全入制度』第3章）では私設であったとされ<sup>23</sup>、高知県高等学校教職員組合『南溟にはばたく—高知高教組の三十年の歩み—』（以下『南溟にはばたく』と略記）では高知県連合教員組合の主導で発足したとされる<sup>24</sup>。また、同委員会は「全入制のめばえの時代」では「第一教育委員会」、『戦後高知県教育史』及び『高知県教組四十年史』では「第一県教委」、『南溟にはばたく』では「私設教育委員会」又は「第一教育委員会」と呼ばれている<sup>25</sup>。更に、同委員会は、国民教育研究所編『地域と国民教育Ⅴ—たたかい学ぶ教師たち—』では「教組の決議によってでき」た「私設の教育委員会」で「ぞくに第一教育委員会と称していた」とされる<sup>26</sup>。

その後、我が国では、1948（昭和23）年7月15日に教育委員会法が公布・施行された。同法は第7条で委員の選出について、公職選挙法による選挙を定めていた。高知県では同年10月5日に第1回公選が実施され、翌月1日に公選制の高知県教育委員会が発足した<sup>27</sup>。しかし、1956（昭和31）年6月30日には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法又は地教行法）」が公布され、教育委員会の設置関係規定は即日、他の規定は同年10月1日に施行された。地教行法は第4条で、委員の選出について議会の同意を得た上での地方自治体の長による任命を定めている。高知県教育委員会（公選制）は「法案が国会を通過すると、県教組、PTAなどからの留任要請を断り、[1956（昭和31）年]7月19日、公選委員の任務は終わったとして正式に総辞職を決め、知事あてその承認を求めた」<sup>28</sup>。1956（昭和31）年8月16日には臨時県議会で5人の教育委員が決定し、彼らの互選で片岡一亀が教育委員長に就任し、高知県教育委員会（任命制）が発足した<sup>29</sup>。同年9月6日には安岡三四郎が県教育長に任命され、「10月1日を待たず県教委の実質的な運営が始められた」<sup>30</sup>。

### 第4節 高知県の新制高等学校の発足、公立高等学校再編、公立高等学校無試験全入制の成立

我が国では学校教育法が1947（昭和22）年3月31日に公布、翌月1日に施行されて6-3-3制

が成立し、1947（昭和 22）年 4 月 1 日に新制中学校、1948（昭和 23）年 4 月 1 日に新制高等学校が発足した。ただし、このときの新制高等学校は「旧制中等学校を無理なく移行する形をとったため、内容面で、新教育の理念に合致しない点も多く」、「早晚根本的な改革が行なわれ」なければならぬと考えられていた<sup>31</sup>。そこで、高知県教育委員会（公選制）は 1949（昭和 24）年 5 月 23 日付けで「高知県公立高等学校再編成要項」<sup>32</sup>を發出し、新制高等学校の再編成に着手した。

更に、同委員会は 1950（昭和 25）年 2 月 17 日付けで「昭和二十五年度高知県公立高等学校（全日制）入学志願者取扱要項」を制定し、「高等学校進学の実質あるものは全員入学することを原則とし、入学者選抜のための学力検査を行わない」、「高等学校長が入学の許可を与える」と定めた<sup>33</sup>。高知県では、かくして公立高等学校無試験全入制度が成立した。

### 第 5 節 高知県の公立高等学校無試験全入制度の終焉

ただし、この制度はその後も安定的に運用されたわけではなく、1953（昭和 28）年の秋には「高校校長会が、全員入学制度は維持するが、進学希望者に対し、高校入学能力の有無を判定するため進学適性検査を実施する旨を申し入れ」るに至った<sup>34</sup>。確かに、高知県教育委員会（公選制）は公立高等学校無試験全入制度を堅持した<sup>35</sup>。しかし、1956（昭和 31）年には地教行法公布・施行を受けて高知県教育委員会（任命制）が発足した。同委員会は当時「最も問題視されていた高知学区の収容能力を調査・検討」したところ「翌年度 800 人以上の受験生超過」が明らかになり、同年 9 月 28 日に「高知学区普通高校 1 校増設の方針を固め」と共に、「中学校三年生全員を対象に学力検査を実施することとなった」<sup>36</sup>。

ただし、学力検査の実施は「県教組から『選抜試験に連なる』との理由で強い反対を受け、各地区での検査用紙受け取り拒否闘争が行われ、検査前日になっても問題用紙を各学校に配布することができな」かった<sup>37</sup>。しかし、高知県教育委員会（任命制）は 1957（昭和 32）年 2 月 6 日に学力検査を強行した<sup>38</sup>。このときは高知県下のほとんどの中学校で拒否され、私立中学校及び香美郡・長岡郡の一部の中学校で実施されるに止まった<sup>39</sup>。しかし、高知県教育委員会（任命制）は「『能力あるものの全員入学』に責任がもてなくなったとして、2 月 8 日、志願者の状況如何では選抜のための学力検査を執行することに踏み切り」<sup>40</sup>、1957（昭和 32）年 3 月には公立 7 校で入学者選抜試験が行われた<sup>41</sup>。更に、高知県教育委員会（任命制）は、1957（昭和 32）年 8 月 16 日「昭和三十三年度県立高校入学者扱い事項」を強行決定し、1958（昭和 33）年度から入学者選抜試験が行われ、高知県の公立高等学校無試験全入制度は終焉を迎えた<sup>42</sup>。

なお、このとき高知県教育委員会（任命制）が学力検査実施を試みたことについては、いわゆる団塊世代の高校進学を控え、公立高等学校無試験全入制度の下ではとうてい全員を受け入れられないことも大きな理由であったという見解が見受けられる。例えば、1964（昭和 39）年度に高知県の高等学校に入学した Y さん（高知県在住）は、以下のとおり述べている<sup>43</sup>。

…（前略）全入制度が…（中略）…終焉したのは、制度の見直しや学力レベル低下への反省ではなく、迫り来る団塊世代…（中略）…[の]全ての者に対し、これまでの全入制度ではその全員を物理的に受け入れることができないというのが最大の要因でした。

ちなみに、『戦後高知県教育史』には、以下の記述が見受けられる<sup>44</sup>。

[昭和] 34 年度、高校の運営改善と生徒指導対策の資料を得るため行なった実態調査の結果、2 万 7400 人の生徒中、中退者、原級とめおき者、50 日以上の方欠者が 1700 人近くにのぼっていることがわかった。しかも 4 年後の [昭和] 38 年度から、戦後生まれた子の進学で高校生の急増が予測され、施設面から見ても全進学希望者を収容することは不可能であった。

この記述によれば、このとき高知県教育委員会（任命制）が学力検査実施を試みたのは、公立高等学校無試験全入制度の下で中退者・原級留置者・方欠者の急増など生徒指導上の課題が発生していたことの他にも、団塊世代の生徒をどうして全員受け入れられないことが少なからず影響していたと考えていいのではないだろうか。

### 第 3 章 高知県の公立高等学校無試験全入制度の評価

#### 第 1 節 高知県の公立高等学校無試験全入制度に関する同世代の評価

高知県の公立高等学校無試験全入制度について、当時の教育行政関係者は批判的であった。例えば、1962（昭和 37）年に刊行された旧文部省『教育委員会月報』第 14 巻第 4 号の無記名記事は以下のとおり述べている<sup>45</sup>。

高知県では、公立高等学校について、昭和 24 年から 31 年まで全入制を採っていた。32 年からは選抜制を実施したが、昨年までは入学定員を年度ごとにルーズに定めていたので、実質的には全入であった。結果として、優秀生徒の私立への集中という事態が生じたが、これは、全国でも極めて特異なことであった。そして公立高等学校の学力の一般的低下は甚だしく、昭和 35 年度の公立高等学校 1 年生 6,092 名のうち、実に 863 名が所定の単位を履修し得なかった。つまり、せっかく入学した者のうちの 14%、ほぼ 7 人に一人の生徒が、高等学校第 1 学年において要求される学力を身につけ得なかったわけである。また、昭和 37 年度の高知大学入学者 457 名のうち、県内出身者はわずか 113 名（約 25%）で、しかもそのうち公立出身者は 54 名に過ぎなかった。

また、高知県教育委員会『教育広報』1962（昭和 37）年 2 月号に掲載されている「高等学校生徒急増対策をどうするか—高知県議会総務委員会報告要旨—」という記事では、「高校進学希望者の中には高校教科の履修能力を欠く者が相当ある」という小見出しを付した以下の記述が見受けられる<sup>46</sup>。

…（前略）実質的全員入学は…（中略）…施設・設備からの標準を遥かに超過した生徒数を収容し、生徒の勉学意欲は相対的に少なく、学力水準は大学入試や就職成績に徴するも、一般的に著しく低いものと判断されるのみでなく、高校の履修能力を欠く者も相当程度は入学しているものと判断されます。／よって各県立校から提出された資料につき検討してみますに、昭和 33 年度から昭和 35 年度までの 3 カ年間の県立全日制高校普通科生徒の 1 学年 1 学期末の成績において、3 科目以上について非常に劣っており、評価 1 と判定され、高校への進学能力がないと判断される者が全体の 10.5 パーセントに上り、さらに 1 科目以上の者は 33.9 パーセントになっており、この場合において数学、国語等の必修科目で該当する率が高いので、非常な努力をしなければ高校卒業が困難な者が多数に含まれているのであり、相対的な判断として、高校教科の履修能力が十分でない者が

相当程度に達するものと判断されます。さらに高校教科の履修能力の低い生徒が入学することにより、学校における全体的な勉学意識の高揚が阻害されるとともに、教科内容を低下させることが当然に予想されるのみでなく、教科に対する不適応から不良化傾向が生じ、教育環境を悪化させ、さらに補習授業及び特別指導、追試験ならびに生徒の補導等で教師に過重な労力を課することになり、これらの要員は相互に関連して全般的な学力の向上に悪影響を及ぼしてきたものと認められます。

更に、この記事では、「履修能力がないので退学者が多い」という小見出しを付した以下の記述も見受けられる<sup>47</sup>。

高校教科の履修能力の問題は入学者の退学状況によっても裏付けられるものであります。すなわち、昭和33年度から昭和35年度までの3カ年間の卒業者と同期に入学した者で、入学時から卒業時まで退学した者が入学者の平均13.6%であり、その大部分は学力不振及び素行不良によるものとなっているのであります。

他方、当時の教育学研究者の間では、高知県の公立高等学校無試験全入制度を高く評価する声が多かった。例えば、栗津は『高校全員入学制』第2章「高知県の高校全員入学生の意義」で、以下のとおり述べている<sup>48</sup>。

高校教育のねらいは、新しい技術をもって新しい社会に働けるうでまえと知恵を形づくることにある。つまり、全人的生産人の教育である。したがって高校教育はすべての子どもに解放されなければならない。高校教育はやがて義務教育にならねばならない。全員入学生はこの義務化までのひとつの段階である。また、ほんものの高校教育、すなわち全人的生産人の教育は、特別の能力がなくても、だれでも受けられる教育である。したがって、ほんものの教育であってこそ、高校全員入学生をうちたててこれを確立していくことができるのである。つまり、高校教育はその本質からいって全員入学制となる。／偉くなるための教育、大学進学のための特別の準備をしようというゆがんだ高校教育は、特別にすぐれた子どもを集めなければならない。ここでは、「すべてのものに高校教育を」などという考えは一片の愚人の夢となろう。現在、一部に特権意識を持った高校がある。優秀な子どもだけを入学させて、大学入試の準備教育をやり、卒業生の多くを有名大学におくりこむことを自慢にしているのである。一部少数の子どもを偉くするための高校教育である。これは旧制中学校の教育から一步もぬけでていない。なるべく優秀な子どもだけをひろく集めようとする。ここで小学区制がくずれていくのである。小学区制がくずれたところでは全員入学制など考えも及ばないだろう。ともかく、大学進学のためのゆがんだ教育をすれば全員入学制は成立しないのである。／全人的生産人の教育はほんらいみんなの教育である。みんなの教育であるからには、高校に小学・中学と同様きちんとした小学区制が必要である。この小学区制では、高校の学校差をなくするよう努力するのである。都市の人事交流をつねにおこない、格好の諸施設を平等に充実させ、すぐれた教師やよい施設が一部の学校にだけかたよらないようにするのである。こうしてはじめて子どもたちはもよりの高校で平等な教育を受けることができる。ここでは一部の学校に入学志願者が殺到するようなことはないのである。したがって一部の特権意識をもった高校などでてこないのである。

ここで述べられている高知県の公立高等学校全入制度の理念は、児童・生徒の私的な社会的上昇ではなく、新時代に必要な「全人的生産人」の教育を、特別の能力を持っているか否かにかかわらず、すべての子どもたちに保証しようというものである。他方、当時の教育行政関係者は既に述べたとおり、この制度による子どもたちの学力低下を懸念していた。このことについて、宮坂広作は1962（昭和37）年に発表した論文で以下のとおり述べている<sup>49</sup>。

…（前略）全入制が現在の学校教育にどれほどの変革をもたらすかについては、既に全入制が実験された高知の事例がしめすとおりである。全入制を実施したから高校生の学力が低下したなどという妄説にたいして、当の高校生たちが「男子も女子も口をそろえて」、めいめいが得意なこと、長所をいかして愉快地やっつけばよいのであって、「だから、テストをやってもできない人を入学させないということは、まちがっている」と、きっぱり言い切っていることを、当時高知を訪れた宮原誠一氏が報告している（後略）…。

なお、宮原誠一は、実際には以下のとおり述べている<sup>50</sup>。

しかし、高知県の高校の先生のなかにも、全入制のために高校の学力が低下していると心配している人たちがいたことも事実である。学力テストの成績を、いわゆる英才が集まっている高知市の私立T校と比べたら、県立高校はうんと劣るだろうという話もきいた。もしかりにそうだとすると、その学力テストの「学力」とは、いったいどういう学力なのか、が問題である。／ところが、そのとき私が高知市で会った高校生たちは、男子も女子も口をそろえて、つぎのような意味のことをいうのだった。「そりゃあ、組のなかによくできる人もそうでない人もいる。だけど、できないとって、その人に何か得意なことがある。そのことではほかの者はかなわないことがある。自分たちの学校では、みんながめいめいの長所を生かして、ゆかいにやっている。だから、テストをやってもできない人を入学させないということは、まちがっている。」／しづかに、こもごも語る生徒たちのことばに私はふかく考えさせられた。現代の高校教育というものを考える上で、この高校生たちと、「学力低下」と決めてかかるおえら方や英才教育派の高校教師たちと、どちらが先を歩いているのだろうか。

## 第2節 高知県の公立高等学校無試験全入制度に関する後年の評価

ここまでに挙げた批判の論拠は、①中学生・高校生の「学力」低下に関する懸念②成績上位生徒の私立高等学校への集中への懸念である。このうち、①については戦中戦後の混乱の影響を指摘する見解もあり<sup>51</sup>、公立高等学校無試験全入制度のせいとばかりは言い切れないと考えられる。ただし、我が国では高等学校に進学する生徒が急増した時期に、学力・熱意に疑問符のつく生徒が少なからず入学し、高等学校を混乱させた例は確かに見受けられる。例えば、神奈川県では、1973（昭和48）年に策定された新総合計画で、公立高等学校100校を新設する計画（いわゆる百校計画）が立てられた<sup>52</sup>。この計画は、1978（昭和53）年に策定された新神奈川計画に引き継がれ<sup>53</sup>、1987（昭和62）年に達成された<sup>54</sup>。その13年後の2000（平成12）年11月4日に開催された神奈川県教育文化研究所のシンポジウム「17歳—高校生の生活実態と学校—」では、神奈川県立柿生西高等学校教諭の以下の発言が見られる<sup>55</sup>。

… (前略) 今まで中堅校といわれる高校 2 校を経験しまして、昨年春から、柿生西高校に勤めております。柿生西高校は、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、県下でも有数の"底辺校"とか"課題集中校"とか言われる学校で、教師の目から見て指導が大変な生徒がたくさんいる学校です。／例えば、茶髪・ピアスは多いです、校舎内を土足で歩いたり、私服で登校して来たりする生徒もいます。授業中も廊下において授業に出ない、いわゆる"廊下組"というふうに言われる生徒も少なくありません。昨年春赴任早々、すごくびっくりしたのは、校門の外に売店があるのですが、売店の前の地べたに座り込んでカップラーメンを啜るたくさんの生徒たちを見たときのこと。もちろん授業中のことです。何という大変な学校に来てしまったんだろうか、何という生徒なんだろう、と思いました。

また、②については、筆者の渉猟し得た文献の中でも、必ずしも杞憂ではなかったととらえる例が見受けられる。実際に、高知県は、今日でも私学優位県である。以下の表 1 は、学校基本調査 (平成 30 年版) >初等中等教育機関・専修学校・各種学校《報告書掲載集計》>学校調査・学校通信教育調査 (高等学校) >中学校>学年別生徒数 (表番号 75) <sup>56</sup>による。これによれば、高知県で 2018 年度中に中学校に在学する生徒の数に占める同年度中に私立中学校に在学する生徒の数の割合は 18.0%で、全国的に見ても高い。

表 1 2018 年度中に中学校に在学する生徒の数に占める同年度中に私立中学校に在学する生徒の数の割合

	2018年度 に中学校 に在学す る生徒の 数	2018年度 に私立中 学校に在 学する生 徒の数	2018年度 に私立中 学校に在 学する生 徒の比率 (%)		2018年度 に中学校 に在学す る生徒の 数	2018年度 に私立中 学校に在 学する生 徒の数	2018年度 に私立中 学校に在 学する生 徒の比率 (%)
北海道	126,986	2,942	2.3	滋賀	40,961	1,663	4.1
青森	32,137	471	1.5	京都	66,035	8,689	13.2
岩手	31,732	212	0.7	大阪	225,305	21,301	9.5
宮城	59,344	1,357	2.3	兵庫	145,111	12,263	8.5
秋田	23,034	—	0.0	奈良	36,791	4,566	12.4
山形	28,417	—	0.0	和歌山	24,480	2,284	9.3
福島	49,650	764	1.5	鳥取	15,063	313	2.1
茨城	75,330	3,705	4.9	島根	17,596	269	1.5
栃木	52,936	1,228	2.3	岡山	51,267	2,358	4.6
群馬	52,809	1,292	2.4	広島	75,049	7,324	9.8
埼玉	186,891	9,087	4.9	山口	34,467	1,208	3.5
千葉	157,979	9,754	6.2	徳島	18,534	408	2.2
東京	300,085	74,504	24.8	香川	26,389	924	3.5
神奈川	225,555	24,907	11.0	愛媛	33,942	954	2.8
新潟	55,315	643	1.2	高知	17,432	3,137	18.0
富山	27,879	286	1.0	福岡	134,450	7,081	5.3
石川	30,699	281	0.9	佐賀	23,256	1,302	5.6
福井	21,304	385	1.8	長崎	36,501	1,871	5.1
山梨	22,020	962	4.4	熊本	48,186	1,372	2.8
長野	56,800	1,000	1.8	大分	29,373	753	2.6
岐阜	56,160	1,442	2.6	宮崎	30,095	1,821	6.1
静岡	99,221	5,130	5.2	鹿児島	45,395	1,938	4.3
愛知	206,910	9,642	4.7	沖縄	48,174	2,226	4.6
三重	48,625	2,307	4.7				

片岡徳雄は、1982 (昭和 57) 年に刊行した著作の中で塾経営者との対話を掲載しており、ここには以下の言葉が見受けられる <sup>57</sup>。

高知県の公立高校は、少なくとも国民大衆県民大衆なかんずく今まで進学=地位上昇のチャンスを与えられにくかった人たちの、せつかく上昇しようという願いに応じなかった。むしろ水をさした。逆にその隙間ギャップを、私立校が埋めたということになりますね。



確かに、粟津の言う「特別の能力がなくても、だれでも受けられる」全人的生産人の教育という理念は、今日でも色褪せていないと思われる。しかし、児童・生徒の進路選択は、彼らの私的な社会的上昇という動機と無縁ではあり得ない。このことを無視してしまえば、進路指導は児童・生徒の実情にそぐわなくなる。例えば、かつて大阪府では、公立中学校の教員が自校の生徒に地元の公立高等学校の入試を勧める地元集中運動が行われていた。当時、高槻市立中学校教諭としてこの運動に取り組んでいた阿部靖子の著作『進路の壁を乗り越えて―みんなで地元の高校へ―』（現代書館、1986）によれば、この運動は「[大阪]府立三島高校が私たちの長年の増設運動の結果70年に開校が決定された時点で、第六中学校分会から高槻教組代議員会（大会に次ぐ議決機関）に『島上と新設の三島高校の二校に「集中受験」する』案が出されたところから出発したものでした」という<sup>58</sup>。しかし、上記著作を見る限りでも、当時の高槻教組執行部は集中受験の決定について慎重で、「異例の職場再討議を求め」と記されている<sup>59</sup>。また、1989（平成元）年6月17日付け朝日新聞（大阪夕刊）の記事には、以下の記載が見受けられる。

中学3年の子を持つ門真市内の会社員（41）は「地元集中運動」に疑問を投げかけている。「子が通う中学校で保護者会があり、参加しました。そのとき、進路指導の先生から『公立高へ進学するのなら、門真市内にある高校しか行かせない』という趣旨の発言がありました。（納得できず）以来、ちょっと待てと言いたい日々を送っています。オール5の子も2の子も同じ高校しか入れないのです。聞けば、その高校からの進路もぱっとしないそうです。受験戦争がいけないのは分かるけど、進学先の選択権のないのも困ります。先生は生徒を高校に入れたら終わりでしょうが、親は子の将来まで考えているんですよ[.]

進路選択は、教員の側にいかなる教育理念があろうとも、あくまでも児童・生徒及びその保護者の意志を尊重して行われるべきである。地元集中運動のような進路指導は、今日ではとうてい通用しない。高知県の公立高等学校無試験全入制度も同様の理由で、最終的には多くの生徒及びその保護者の支持を得られず終焉したのではないだろうか。

#### おわりに―新時代の高等学校全入の理念―

ただし、我が国の高等学校等進学率（高等学校の通信制課程（本科）への進学者を除く）は1975（昭和50）年以降90%を超えている<sup>60</sup>。高等学校全入は、学校間格差の問題をはらみつつも、事実上、実現しているのである。我々は今日、いわゆる進学校でも課題集中校でも、生徒一人一人に粟津の言う全人的生産人の教育を施せるよう努力していくべきであると考えられる。

#### 注

<sup>1</sup> 文部省『学制百年史』（記述編）、帝国地方行政学会、1972、p.727。本稿の以下の箇所では『学制百年史』という略称で同書を指示する。なお、本稿では、旧字体・旧仮名遣いで書かれている文章を引用する際は、読みやすさを重視して新字体・新仮名遣いに改めた。また、漢数字を使用している縦書きの文章を引用する際は、やはり読みやすさを重視し、文献のタイトルに使われている場合等を除いて算用数字に改めた。

<sup>2</sup> 教育委員会法第54条「都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則の定めるところにより、その所轄の地域を数箇の通学区域に分ける。但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができる」。

- 3 粟津龍智編著『高校全員入学制—高知のたたかいの記録—』, 新評論, 1960, 以下『高校全員入学制』と略記).
- 4 粟津龍智「高校全入制の意義」(『教育学研究』第29巻第4号), 1962.
- 5 伊豆真人「高知における学力問題に関する研究—公私間格差の現状・変遷と課題—」(『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第20巻), 2001.
- 6 高知県教育史編集委員会編『戦後高知県教育史(自昭和二〇年至昭和四〇年)』高知県文教協会, 1972(以下『戦後高知県教育史』と略記), p.12 参照.
- 7 クラム, W. A. (上田修一郎編)『高知県における教育—高知県の友人におくる—』, 高知県教育用資材供給協会, 1949, p.5 参照.
- 8 『戦後高知県教育史』, p.13 参照。「昭和二十二年に於ける学校視察に関する一般報告」の全文(邦文)は、『戦後高知県教育史』pp.255~257に掲載されている.
- 9 同上参照.
- 10 岡村峰夫編『高知県教組四十年の歩みから』, 高知県教職員組合, 1987, p.10 及び『戦後高知県教育史』, p.37 参照.
- 11 ①『高知県教組四十年史』, pp.73~75②『戦後高知県教育史』, p.37 及び pp.603~604 参照.
- 12 ①『高知県教組四十年史』, pp.75~77②『高知県教組四十年の歩みから』, p.10 参照.
- 13 『戦後高知県教育史』, p.38 参照.
- 14 『高知県教組四十年史』, pp.108~114 参照.
- 15 高知県高等学校教職員組合『南溟にはばたく—高知高教組の三十年の歩み—』(民衆社, 1978, 以下『南溟にはばたく』と略記), p.20 参照.
- 16 同上参照.
- 17 『戦後高知県教育史』は, 本文では「7月22日, 正副委員長の選任, 委員相互の資格審査, 委員会規程の諮問などを経たうえで, 直ちに県教職員適格審査委員会が発足した」と記している(『戦後高知県教育史』, p.30 参照). しかし, 年表では7月16日に「高知県教員適格審査委員会発足(高新)」と記している(『戦後高知県教育史』, p.823 参照). なお, 「高新」は高知新聞の略である(『戦後高知県教育史』, p.820 参照).
- 18 『戦後高知県教育史』, pp.31~32 参照.
- 19 同上, p.32 参照.
- 20 同上, p.34 参照.
- 21 この会則は『戦後高知県教育史』pp.253~255 及び『高知県教組四十年史』, pp.62~65 に掲載されている.
- 22 ①『戦後高知県教育史』, p.88②『高知県教組四十年史』, p.61③『南溟にはばたく』, p.286④国民教育研究所編『地域と国民教育V—たたかい学ぶ教師たち—』(日本教職員組合, 1962), p.173 参照.
- 23 ①小原國芳編『日本新教育百年史』第7巻(中国・四国), 玉川大学出版部, 1970, p.609 及び②高野大陸「全入制のめばえの時代」(『高校全員入学制』第3章), 1960, p.65 参照.
- 24 『南溟にはばたく』, p.286 参照.
- 25 ①『戦後高知県教育史』, p.8②『高知県戦後四十年史』pp.61~65③小原國芳, 前掲書, p.609④高野, 前掲論文, p.65 参照.
- 26 国民教育研究所, 前掲書, p.173 参照.
- 27 『戦後高知県教育史』, p.88 参照.
- 28 同上, p.135 参照.
- 29 同上, pp.135~136 参照. なお, 『戦後高知県教育史』はで「…(前略)地教行法に基づき, [昭和]30年10月から…(中略)…公選による教育委員会は廃止となり, 知事, 市町村長が議会の同意を得て発令する…(中略)…教育委員会が発足することとなった」と記している(『戦後高知県教育史』, p.135 参照). しかし, 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の公布・施行は1956(昭和31)年の出来事である. 本稿では, 『戦後高知県教育史』は昭和31年と記すべきところを誤記したと考える.
- 30 『戦後高知県教育史』, p.136 及び p.833 参照.
- 31 同上, p.68 参照.
- 32 「高知県公立高等学校再編成要項」の全文は『教育年報』昭和25年版 pp.77~94, 『戦後高知県教育史』pp.420~423 に掲載されている.
- 33 「昭和二十五年度高知県公立高等学校(全日制)入学志願者取扱要項」の全文は, 『高知県戦後教育史』pp.430~431 に掲載されている.
- 34 同上, p.73 参照.
- 35 同上.
- 36 同上, p.194 参照.
- 37 同上参照.
- 38 『高知県戦後教育史』, p.195 及び『高知県教組四十年史』, p.227 参照.
- 39 同上参照.

- 40 『戦後高知県教育史』, p.195 参照.
- 41 『戦後高知県教育史』, p.15 では「[高知] 市立高知商業 [高等学校] を含む 7 校」, 『高知県教育組四十年史』, p.231 では「県立 6 校, 市立 1 校」とされている.
- 42 「昭和三十三年度県立高校入学者取扱い事項」は『戦後高知県教育史』, p.450 に掲載されている.
- 43 Y さんは筆者の知人である。この箇所では、Y さんが個人の SNS に書いた文章を、Y さんの御許可を得て引用させていただいた。1960 年代の高知県の公立高等学校を生徒として経験した方であり、この文章は貴重な証言であると考えられる。
- 44 『戦後高知県教育史』, p.198 参照.
- 45 著者不詳「高等学校急増対策と高校全入運動の可否」(『教育委員会月報』第 14 巻第 4 号, 1962), p.28.
- 46 著者不詳「高等学校生徒急増対策をどうするか—高知県議会総務委員会報告要旨—」(高知県教育委員会『教育広報』1962 年 2 月号 (通巻第 133 号), 高知県教育委員会), 1962, p.4 参照.
- 47 同上参照.
- 48 栗津龍智「高知県の高校全員入学制の意義」(『高校全員入学制』第 2 章), pp.34~35.
- 49 宮坂広作「高校全入運動と社会教育」(『月刊社会教育』第 6 巻第 8 号), 1962, p.31.
- 50 宮原誠一『青年期教育の創造』国土社, 1962, pp.218~219.
- 51 高野大陸「全入制を支えてきた時代」(『高校全員入学制』第 4 章), p.106 参照.
- 52 「高校百校新設計画」達成記念誌編集委員会 (委員長: 渥美精一)『「高校百校計画」達成記念誌: 伸びゆけ若者たち—高校百校計画達成の軌跡—』, 神奈川県教育長管理部総務室, 1987, pp.33~36 参照.
- 53 同上, pp.37~41 参照.
- 54 同上, p.31 参照.
- 55 同シンポジウムの逐語録は神奈川県高等学校教育会館・教育研究所編『ねざす』第 27 号 (神奈川県高等学校教育会館・教育研究所, 2001) に掲載されており, <http://www.edu-kana.com/kenkyu/nezasu/no27/sinpo.html> (2019 (令和元) 年 10 月 3 日確認) で閲覧できる。本稿ではインターネット上のページから引用した。
- 56 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001123176&tclass2=000001123177&tclass3=000001123178&tclass4=000001123183&second2=1> (2019 (令和元) 年 10 月 3 日確認) 参照.
- 57 片岡徳雄『いま教育を問う—高知の現実を手がかりに—』黎明書房, 1982, p.193.
- 58 浦岸英雄・浅尾尚史・米津俊司他「子どもと共に生きる教育実践の創造を目指して—地元高校集中受験運動の現状と課題—」(阿部靖子『進路の壁を乗り越えて—みんなが地元の高校へ—』, 現代書館, 1986 の第 7 章), pp.179~180 参照.
- 59 同上, p.180 参照.
- 60 E-Stat>統計名「学校基本調査年次統計」, 「表番号」4, 「表題」進学率 (1948 年~) (<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003147040> (2019 (令和元) 年 10 月 3 日確認)) 参照.

令和元年 (2019) 11月11日受理

令和元年 (2019) 12月31日発行

